

【広島県】

パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能となる行政サービス等

令和5年1月1日時点

NO	制度・サービス名	概要及び利用方法	問い合わせ先
1	県営住宅の入居	県営住宅へ入居できる。 ・適用開始：令和5年2月募集から運用	広島県 土木建築局 住宅課 TEL：082-513-4171 FAX：082-223-3551
2	身体障害者等に対する自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免	下記のいずれかに該当する場合、申請により減免する。 ・身体障害者等の方のパートナーが取得又は所有する自動車又は軽自動車で、専ら当該身体障害者等の方の移動手段として当該身体障害者等又はパートナーが運転するもの ・身体障害者等の方が取得又は所有する自動車又は軽自動車で、専ら当該身体障害者等の方の移動手段としてパートナーが運転するもの ※使用目的や障害の程度等一定の要件を満たす場合に限る。 ※パートナーは身体障害者等の方と生計を一にする場合に限る。	広島県北部県税事務所 課税課 TEL：0824-63-5178

※ 制度ごとに所定の要件があります。

パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービス等

令和5年1月1日時点

NO	制度・サービス名	概要及び利用方法	問い合わせ先
1	県立病院での手術の同意等	県立病院では、患者の家族やパートナー等であれば、手術同意等について対応できる。 ※受領証等を提示することでより円滑にサービスを利用できます。	広島県 病院事業局 県立病院課 TEL：082-513-3234 FAX：082-228-5256
2	保有個人情報開示請求	亡くなったパートナーに関する保有個人情報の開示請求については、当該宣誓の有無にかかわらず、一定の条件（亡くなったパートナーの遺贈により開示請求者が取得した権利義務に関する情報である場合）の下に対応できる。	広島県 総務局 総務課 TEL：082-513-2380 FAX：050-3156-3479

※ 制度ごとに所定の要件があります。